

## 第5編 事故等災害応急対策計画

《目 次》

第1章 応急対策

第1節	鉄道災害応急対策	1
第1	鉄道事業者の災害応急対策	
第2	情報収集伝達体制	
第2節	道路災害応急対策	3
第1	道路管理者	
第2	情報収集伝達体制	
第3節	危険物等災害応急対策	5
第1	危険物災害応急対策	
第2	高圧ガス災害応急対策	
第3	火薬類災害応急対策	
第4	毒物・劇物災害応急対策	
第4節	高層建築物、市街地災害応急対策	9
第1	火災の警戒	
第2	市・消防本部	
第3	高層建築物等の管理者等	
第5節	放射線災害応急対策	12
第6節	その他災害応急対策	13

第2章 広域避難の受入れ

第1節	原子力災害に係る広域避難の受入れ	14
第1	関西圏における広域避難の受入れ	
第2	府における広域避難の受入れ	

# 第1章 応急対策

## 第1節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び市、府、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合は、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

### 第1 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

#### 1 災害の拡大防止

鉄道事業者は、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

#### 2 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。

#### 3 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

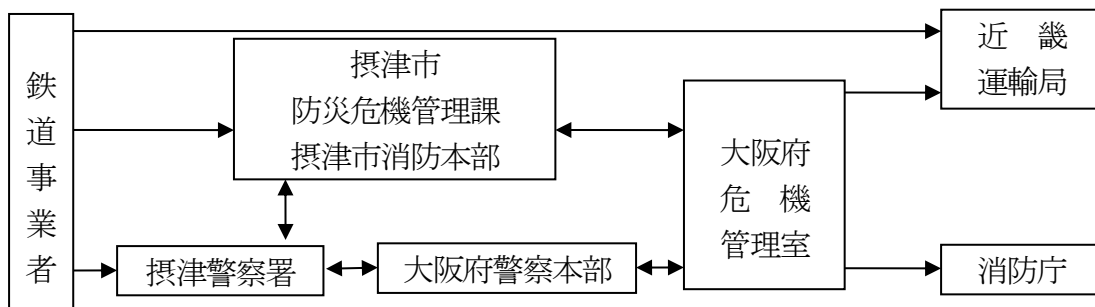
#### 4 関係者等への情報伝達

鉄道事業者は、次の事項を市、市消防本部、摂津警察署、近畿運輸局等の関係機関へ伝達する。

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (4) 応援の必要性
- (5) その他、必要な事項

## 第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



## 第2節 道路災害応急対策

道路管理者及び市、府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合は、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

### 第1 道路管理者（西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

#### 1 災害の拡大防止

道路管理者は、速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

#### 2 危険物等の流出対策

道路管理者は、他の防災関係機関と協力し、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

#### 3 救助・救急活動

道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。

#### 4 施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

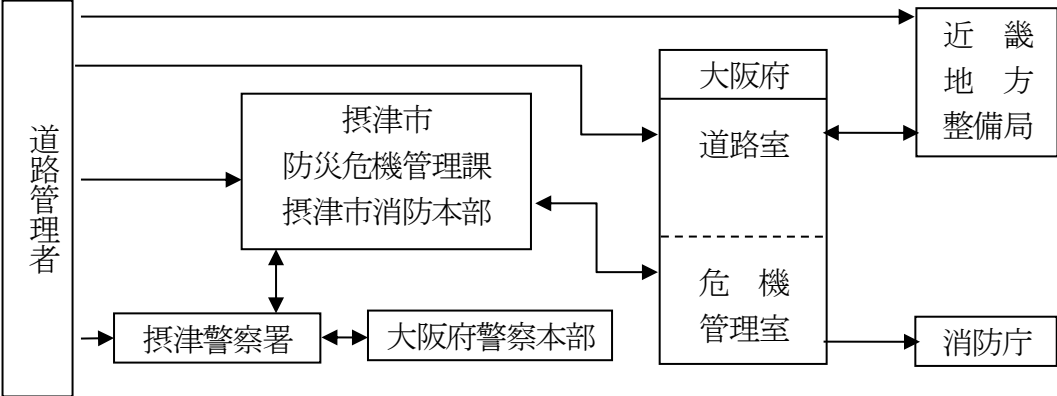
#### 5 関係者等への情報伝達

道路管理者は、次の事項を市、市消防本部、摂津警察署、近畿地方整備局等の関係機関へ伝達する。

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (4) 応援の必要性
- (5) その他、必要な事項

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

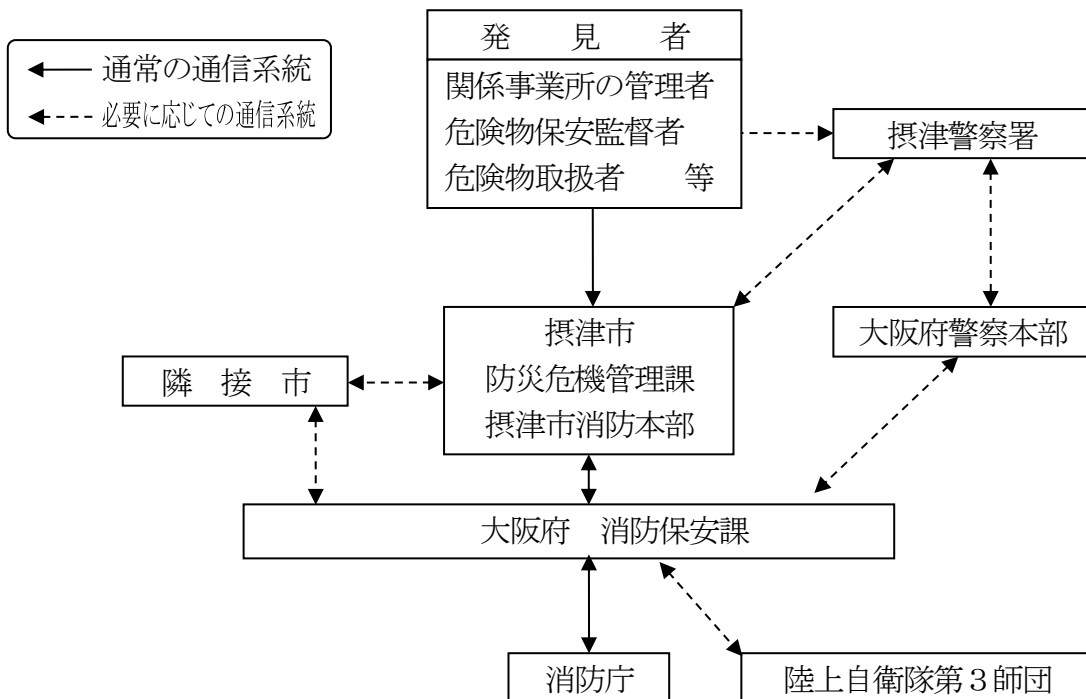


### 第3節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に留め、周辺住民に対する危害防止を図る。

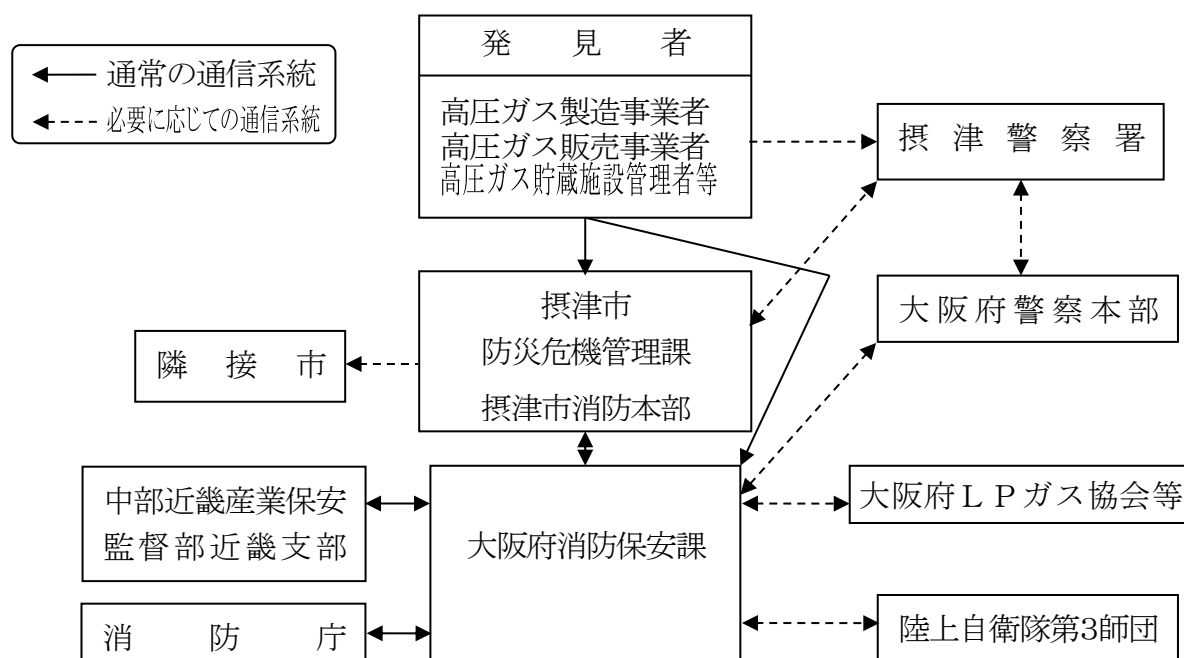
#### 第1 危険物災害応急対策

- 1 消防本部班及び消防署班は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を実施する。
- 2 消防本部班及び消防署班は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携等、必要な措置を講ずるよう指導する。
- 3 消防本部班及び消防署班は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、現場広報・現場における避難の指示等、必要な応急対策を実施する。
- 4 本部班は、必要に応じて、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、必要に応じて、各部に応援を要請し、避難受入れ体制を確立する。
- 5 広報班は、必要に応じて、本部班の広報活動を補助する。
- 6 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



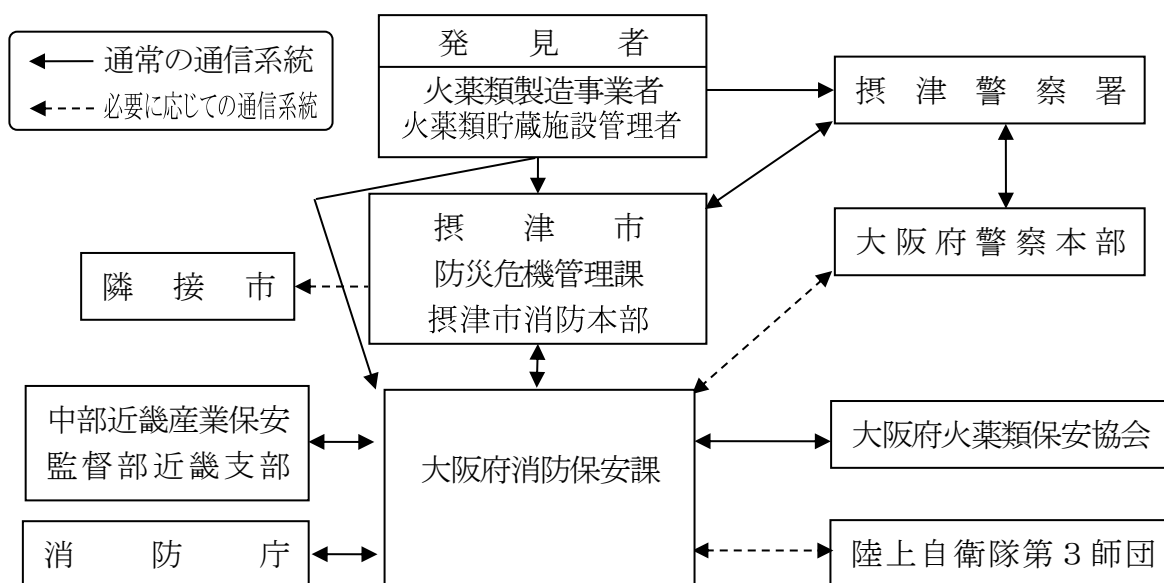
## 第2 高圧ガス災害応急対策

- 1 消防本部班及び消防署班は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、現場広報・現場における避難の指示等、必要な応急対策を実施する。
- 2 消防本部班及び消防署班は、関係機関と連携し、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止、高圧ガスを取り扱うものに対する貯蔵、移動、消費等の一時禁止、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じる等の必要な緊急措置を講じる。
- 3 本部班は、必要に応じて、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、必要に応じて、各部に応援を要請し、避難受入れ体制を確立する。
- 4 広報班は、必要に応じて、本部班の広報活動を補助する。
- 5 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



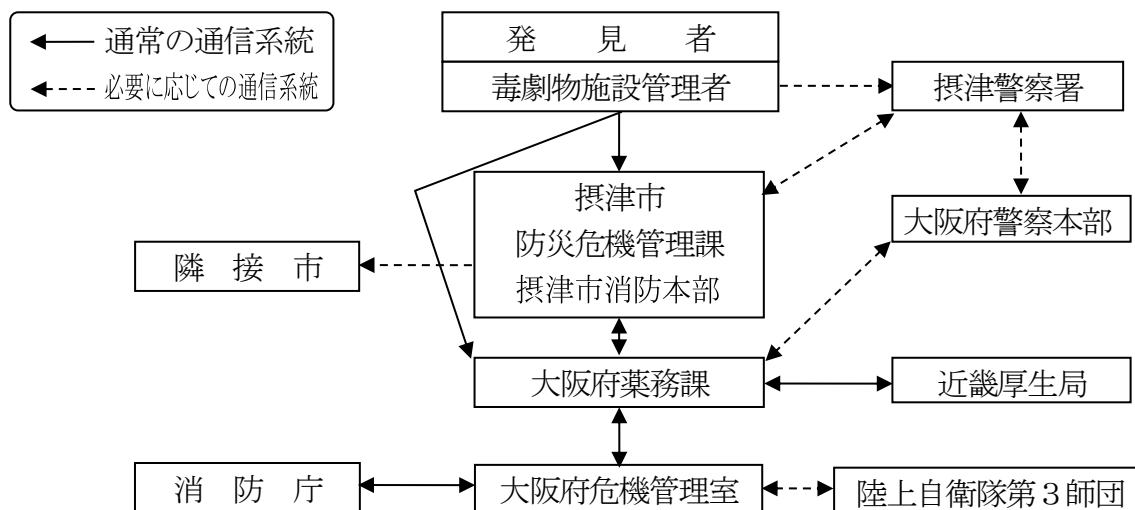
### 第3 火薬類災害応急対策

- 1 消防本部班及び消防署班は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、現場広報・現場における避難の指示等、必要な応急対策を実施する。
- 2 消防本部班及び消防署班は、関係機関と連携し、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講じる。
- 3 本部班は、必要に応じて、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、必要に応じて、各部に応援を要請し、避難受入れ体制を確立する。
- 4 広報班は、必要に応じて、本部班の広報活動を補助する。
- 5 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



#### 第4 毒物・劇物災害応急対策

- 1 消防本部班及び消防署班は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、現場広報・現場における避難の指示等、必要な応急対策を実施する。
- 2 消防本部班及び消防署班は、毒物・劇物施設から、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生、又は、発生するおそれがある場合は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講ずるよう指示する。
- 3 本部班は、必要に応じて、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、必要に応じて、各部に応援を要請し、避難受入れ体制を確立する。
- 4 広報班は、必要に応じて、本部班の広報活動を補助する。
- 5 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



## 第4節 高層建築物、市街地災害応急対策

市及び高層建築物の管理者等は、高層建築物等の災害に対処するため、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 第1 火災の警戒

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

#### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、摂津市火災予防条例第29条に規定する火の使用の制限に従う。

#### 4 市民への周知

消防本部班及び消防署班は、本部班及び広報班と連携のうえ、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、消防車両、警鐘のほか、市ホームページ等の広報媒体も利用し、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

### 第2 市・消防本部

#### 1 ガス漏洩事故

(1) 消防本部班及び消防署班は、消防活動体制を確立する。

(2) 消防本部班及び消防署班は、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定する。

(3) 消防本部班及び消防署班は、火災警戒区域を設定する。

(4) 消防本部班及び消防署班は、必要に応じて、本部班に避難所の開設を要請する。

(5) 本部班は、消防本部から避難所の開設要請があったときは、発生箇所や火災警戒区域等の情報を踏まえ、必要な避難所を開設する。なお、避難所を開設するときは、必要に応じて、各部に応援を要請する。

(6) 本部班は、避難所を開設したときは、広報、避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

(7) 広報班は、必要に応じて、本部班の広報活動を補助する。

(8) 消防本部班及び消防署班は、避難経路、方向、避難先を明示し、危険個所に要員を

配置するなど、府警察等と協力して安全・迅速な避難誘導を行う。

(9) 消防本部班及び消防署班は、負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに医療機関等と連携した負傷者の救護措置及び搬送措置を行う。

(10) 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部（都市ガスの場合）又は一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）は、ガスの供給遮断を行う。

(11) 消防本部班及び消防署班は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、ガスの供給を遮断することができる。なお、その場合は、直ちにその旨を大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部等に連絡する。

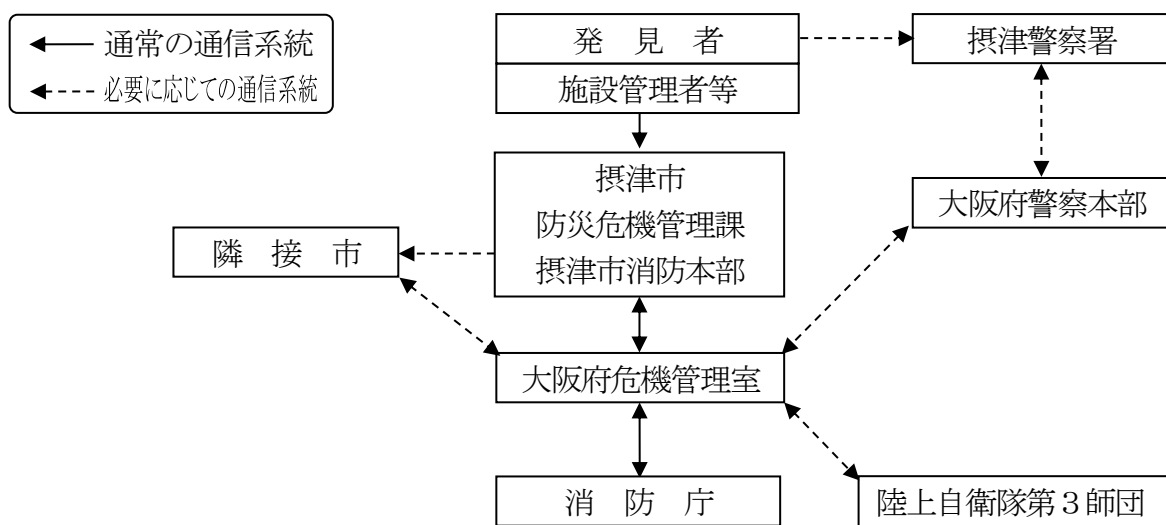
## 2 火災等

消防本部班及び消防署班は、災害の状況に応じ、次の消火、救助、救急措置を講じる。

- (1) 救助体制の早期確立と出動部隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の選定
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

### 第3 高層建築物等の管理者等

- 1 高層建築物等の管理者等は、ガス漏れ、火災等が発生した場合は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物等の管理者等は、消防計画等に基づき、住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- 4 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第5節 放射線災害応急対策

市及び関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、相互に協力して次の措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、輸送責任者及び国から派遣される専門家と協力して当該措置を講じる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- 4 付近住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 放射線災害医療救護
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第6節 その他災害応急対策

市は、本編で想定した事故以外の不測の事故災害が発生した場合は、災害の態様に応じて、第3編「地震災害応急対策計画」第4編「風水害応急対策計画」を準用し、被害情報の収集・伝達、災害広報、消火・救急救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

## 第2章 広域避難の受入れ

### 第1節 原子力災害に係る広域避難の受入れ

#### 第1 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合は、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

#### 第2 府における広域避難の受入れ

##### 1 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合は、府に対して、長浜市及び高島市の避難者の受入れを要請する。

##### 2 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、避難者を受け入れる。

なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。

##### 3 市の受入れ

市は、府から被災住民の受入れに係る協議を受けた場合は、滋賀県高島市の伊井区、北林区、北仰東自治会からの避難者数に応じて、被災住民に対し、一時滞在の用に供するための施設を提供する。

本部班は、被災住民の避難を受け入れる場合は、各班の応援を受けながら、避難場所の運営を行う。